

土屋小学校いじめ防止基本方針

「いじめは 見逃さない 許さない 繰り返させない ！」

平塚市立土屋小学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校では、「いじめ防止対策推進法」や「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づいて、学校の内外を問わず、子ども本人がいじめと感じたものは全て、いじめとしてとらえます。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要があります。「いじめに係る行為が止んでいること」とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを目安とします。「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」については、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① 見逃さない

- ・ 早期発見をするためにこまやかで重層的な子ども理解に努めます。
- ・ 学級担任のみならず、他の職員やスクールカウンセラー、サンサンスタッフなど、たくさんの大人の目で子どもを見守ります。

② 許さない

- ・ いじめに対して、毅然とした態度で対応し、事態改善のために継続的な取り組みをします。

③ 繰り返させない

- ・ 再発を防ぐための取り組みに力を入れます。

（いじめの禁止）

互いに相手の立場や気持ちを考え、自分がされたいやだ、と思うことは人に対してしないという、基本姿勢を身につけさせていきます。

また、友だちや下級生、周囲の人たちと良好な人間関係を築いていくことの大切さを理解させ、基本的な生活習慣や人に対する共感的な理解をする力を身につけさせていきます。

（学校及び職員の責務）

家族にとって大切なお子さんをお預かりして、心身ともに育てていくことが、職員および学校の責務であると考えています。

いじめられている子どもに対しては、共感的理解につとめ、絶対に禍根を残すことのないように支援をしていきます。

冒頭の基本的な考え方の項に挙げた、「①見のがさない＝早期発見」を最優先に考えていきます。被害児童のケアのみならず、加害児童に対して、いじめ行動が習慣化しないように、毅然たる態度で問題解決にあたっていきます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み（重要な項目・内容）

- いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について年複数回の校内研修や職員会議を通して、共通理解を図り、組織的に対応します。
- すべての子どもの特性を踏まえ、いじめが生じないよう日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことを推進します。
- 学級で、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進します。
- ☆各教科の授業の中で「全員が学びに向かう姿勢を育む授業づくり」をテーマに学校研究を進め、お互いに高め合い・認め合いのできる子ども達を育てます。
- 各ブロックを中心にして、担任同士が支え合いながら、子どもの指導にあたります。
- いじめ問題を、自分たちの課題としてとらえ、主体的に取り組めるよう支援します。
- 異学年交流を主眼とした“たてわり班”を編成して、上学年のリーダーシップ、下学年のメンバーシップを育てます。
 - ・ 教科、総合的な学習の時間、特別活動、特別の教科道徳、学校行事などの場で、一人一人の大切さ、命の大切さなどを学ぶ機会を生かし、情操豊かな子どもたちを育てていきます。発表の場を多くし、学年をこえた交流の機会をさらに増やしていきます。
- ★ 『いじめ暴力防止集会』を開催し、学級目標実現に向けて各クラスで取り組むことを発表し合い、共通理解を深めます。（5月29日）
 - ・ 各学級で、中間反省の話し合いをして、その結果と今後の取り組みについて児童集会の場で再度発表します。その際、成果を上げていること、今後さらに力を入れたいことなどをまとめます。（2学期）
 - ・ 今後も、子どもたち自身が、いじめの問題を自分たちの課題としてとらえ、主体的に取り組んでいくために、自己決定、自己実現のプロセスを重視して、子どもたちの主体的な活動を継続していきます。
 - ・ 本校は、低学年、中学年、高学年の各ブロックを中心にして、担任同士が児童の様子などについてブロック会で情報交換しながら、個々の子どもの指導にあたっていきます。また、問題行動が認められた場合、校長、教頭、総括教諭が、率先して学級担任を支援する体制を作っていきます。
 - ・ 各学年単級なので、子どもたちのよりよい社会性を育てるために異学年交流を主眼とした“たてわり班”を編成して、集会活動や清掃活動を通じて、上学年のリーダーシップ、下学年のメンバーシップを育てています。この結果、本校では上級生が下級生に対して、やさしく接する姿が日常的に見られることから、よりよい集団作りがいじめ防止に有効な手立てであると位置づけ、今後も継続していきます。

(2) いじめの早期発見のための取り組み（重要な項目・内容）

- いじめの早期発見のために、子どもの日常の姿をていねいに見取っていきます。
- いじめの早期発見に向け、教職員が日頃から、子どもの表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認します。また、けんかやふざけ合いであっても、いじ

めではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを積極的に認知するように努めます。

○子どもたちに対する定期的な調査「いじめに対するアンケート」及び「個人面談」を実施します。

○相談・通報のあった事案は、「いじめ・事故の防止等の対策のための会議」を通して情報共有に努めます。

○いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて年に複数回実施し、いじめの防止等に関する職員の資質の向上を図ります。

- ・ 学級担任が子どもの日常の姿をていねいに見取っていくことが、いじめの早期発見のためには重要であると考え、最優先事項としていきます。
- ・ 子どもたち一人一人が、担任に何でも話ができる、困ったことがあったら相談ができる、という学級の風土、文化をつくることを、学級経営の柱の一つとして位置づけていきます。
- ・ 子どもたちに対する「いじめに関するアンケート」を年間2回行ってきました。その結果、いじめにつながる恐れのあるからかいや仲間はずれなどが重大な事案になる前に発見でき、指導に当たることができました。

今後も、年2回のアンケート調査（6月・12月）を継続していき、教育相談での活用やいじめの早期発見に努めていきます。

- ・ 校長室前やスクールカウンセラールームにポストを設置し、子どもたちが校長やスクールカウンセラーに相談したい時には、手紙を投函できるようにしてあります。行き詰まった子どもを救う有効な手立てとして継続していきます。
- ・ 保護者や地域に対しては、学級だより、学校だより、“ふるさと土屋”ホームページ、校長室だより「ささりんどう」などを通して、学校の取り組みを発信することで、学校のいじめ防止の取り組みを伝え、いつでも教育相談の門戸を開いていることを周知していきます。

(3) いじめへの早期対応（重要な項目・内容）

○いじめ（またはその疑いがある行為）を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。

○いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。なお、いじめられた子ども（いじめを受けている疑いのある児童）やいじめを知らせてきた子どもの安全確保を徹底します。また、いじめに係る情報は、適切に記録します。

○発見・通報を受けた職員は一人で抱え込まず、「いじめ・事故の防止等の対策のための会議」に他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を提供・共有します。

○いじめに関する相談を受けた時には、速やかに事実関係の確認にあたり子ども・保護者に対する支援をします。

- ・ 子どもたちが相互に注意し合うこと、いじめやいじめにつながる言動をやめさせることを学級、学校の常識として浸透させていきます。
- ・ いじめに関する相談を受けた時は、他の業務に優先して速やかに事実関係の確認にあたります。

- ・ いじめの事実（いじめを受けている疑い）が確認された場合は、いじめを受けた（いじめを受けている疑い）子ども・保護者に対する支援をします。事案

によっては、いじめという言葉を使わずに指導することもあります。

- ・ いじめを行った子どもとその保護者に対しての指導と助言を継続して行い、再発の防止に努めます。
- ・ いじめを看過した児童に対しても、自分の問題として捉え直す場を設け、誰かに知らせる勇気を持つように指導します。
- ・ はやしたてたり同調したりした子どもに対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させます。
- ・ いじめの当事者間の争いを生じさせないようにするために、いじめ事案に対する情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会、所轄警察署等、関係機関と連携して対処します。警察等への通報は、原則として学校長が判断をして行います。
- ・ 出席停止となった子どもに対しては、教育を受ける権利を保障し、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行います。

(4) インターネットを通じてのいじめへの対応（重要な項目・内容）

- インターネットやコミュニケーションツールの利便性と危険性について理解させます。
- インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向け、いじめに関するアンケートに質問項目を設けます。
- ・ 携帯メール、SNS などのコミュニケーションツールの利便性と危険性について学ぶ場を設け、マナーを習得させます。
- ・ インターネット等で発信された情報が急速に広まることや発信者を匿名にしやすいことなどの危険性を備えていることを理解させていきます。

(5) アンケートの保存期間

- いじめに関するアンケートは、当該児童が卒業するまで保存します。アンケートで聞き取った内容をまとめた記録や調査報告書は、卒業後5年間保存します。

3 「いじめ・事故の防止等の対策のための会議」

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ・事故の防止等の対策のための会議」を設置し、毎月一回程度開催します。いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。なお、いじめと疑われる相談・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに本組織に報告します。

(1) 「いじめ・事故の防止等の対策のための会議」の構成

- ・ 校長、教頭、教務主任、児童指導担当、教育相談コーディネーター、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー（勤務日）
（本校は、小規模校なので基本的には、全職員）
- ・ いじめ案件が生じた場合
校長、教頭、教務主任、児童指導担当、関係児童担任、
教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 活動内容

- ・ いじめ防止の取り組み内容の検討をします。
- ・ 一次対応
いじめと疑われる相談・通報への迅速な対応をします。
事実関係の把握～協働体制の確立～指導方針の共通理解に努めます。
- ・ 二次対応
いじめの事実が確認されてから迅速な対応をします。
いじめの態様に応じた指導、支援方針の協議と実践をします。
学級での指導の充実を通して当事者意識を高めます。
共感的人間関係づくりと自己有用感を実感できる学級づくりを支援します。
- ・ 三次対応
長期的、継続的な対応を検討していきます。
対人間関係能力の向上を図ります。
児童の規範意識の育成と人間関係の改善を図ります。
保護者や家庭と連携を密にして、対応策の理解を図ります。
道徳、特別活動等の実践を通じて人権意識を高めます。
学級集団づくりを再点検します。

4 重大事態への対処

いじめにより、子どもの生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「緊急調査チーム」の構成

- ・ 校長、教頭、教務、児童指導担当、当該児童担任、総括教諭、
教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー
- ※ 事案内容により緊急調査チームの構成員については、市教育委員会と検討の上、学校長が任命します。
- ※ 構成員については、専門的知識や経験を有する方などの第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めます。

(2) 活動内容

- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・ 平塚市教育委員会への調査結果報告
- ・ 調査結果の説明について、いじめを受けた子ども又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出
- ・ アンケートなどの一次資料は当該児童が卒業するまで、調査報告書などの二次資料は卒業後5年保存
- ・ 特段の支障がなければ公表

5 その他

いじめを隠蔽することなく、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、次の二点を学校評価項目に加え、適切に自校の取り組みを評価します。

- ・ いじめの早期発見に関する取り組みについての項目
- ・ いじめの再発を防止するための取り組みについての項目

2015 年（平成 27 年）5 月 25 日改訂
2016 年（平成 28 年）5 月 10 日改訂
2017 年（平成 29 年）4 月 28 日改訂
2018 年（平成 30 年）4 月 4 日改訂
2019 年（平成 31 年）4 月 1 日改訂
2020 年（令和 2 年）7 月 1 日改訂
2021 年（令和 3 年）4 月 14 日改訂
2022 年（令和 4 年）4 月 15 日改訂
2023 年（令和 5 年）4 月 10 日改訂
2024 年（令和 6 年）4 月 16 日改訂
2025 年（令和 7 年）4 月 8 日改訂